

農産物の安全性確保の強化

農薬等の生産資材の安全性の確保策の強化、有害物質対策の強化、より安心な病虫害防除手法の確立等により農産物の安全性を確保。

1, 727 (849) 百万円
(関連施策分を除く。)

1 ポイント

農薬、肥料、飼料、動物用医薬品の安全性の確保策の強化、農産物等に含まれる有害物質等対策の強化、より安心な病虫害防除手法の確立等を行うことにより、安全・安心な農産物の供給を確保。

2 施策の内容

(1) 生産資材の安全性の確保策の強化

- ① 「植物活力剤」等の農薬に類似する資材の安全性の確認調査を実施するとともに、農薬の登録状況、使用方法等の情報をデータベース化し、インターネット等により広く情報提供を実施。

〈農薬的資材のリスク情報収集 158 (0) 百万円〉

〈農薬情報の公開体制の整備

((独) 農薬検査所運営費交付金 824 (755) 百万円の内数)〉

- ② 汚泥肥料等や飼料について、有害物質の調査及び検定技術の開発等を実施。

〈汚泥肥料等の有害物質調査

((独) 肥飼料検査所運営費交付金 1, 812 (1, 773) 百万円の内数)〉

〈飼料の安全性監視体制の強化

((独) 肥飼料検査所運営費交付金 1, 812 (1, 773) 百万円の内数)〉

- ③ 動物用医薬品等の使用基準等の設定に必要な試験、調査等を実施。

〈動物用医薬品の使用基準の設定 120 (36) 百万円〉

〈飼料の有害物質残留基準の設定 325 (4) 百万円〉

〈水産用医薬品の残留性の検証 12 (0) 百万円〉

(2) 農産物等に含まれる有害物質等対策の強化

カドミウム、ダイオキシン、カビ毒、アクリルアミド等農産物等に含まれる有害物質の実態の把握を行うとともに、リスク低減に資する栽培管理技術の実証、リスク管理のための生産ガイドラインの確立・普及、農用地土壌汚染防止法に基づく対策地域における土壌汚染の除去を推進。

〈有害物質のリスク管理等 150 (102) 百万円〉

〈農産物の安全性確認等 324 (248) 百万円〉

〈生鮮農産物の安全性確保 39 (0) 百万円〉

〈土壌汚染の除去等 227 (187) 百万円〉

(3) より安心な病虫害防除手法の確立

耕種的、物理的防除技術を含めた総合的な防除体系の確立、農薬の飛散防止技術の確立、農産物の見栄えのためのみの農薬使用を低減するための方策の検討等。

〈総合的な病虫害防除体系の確立等 125(55)百万円〉

〈農薬の飛散防止技術の確立等 214(216)百万円〉

〈見栄えのためのみの農薬使用の低減方策の検討等 12(0)百万円〉

(4) 輸入農産物の安全確保対策

輸出国における農産物のリスク管理対策の状況調査を行うとともに、リスク管理関連情報の提供を実施。

〈輸入農産物のリスク管理 16(0)百万円〉

(5) 国際食品規格への対応強化

国際食品規格の策定を行うコーデックス委員会に対応するためのデータ作成、情報収集・提供、意見交換の実施等。

〈国際規格対応強化の推進 6(0)百万円〉

3 関連施策の推進

(1) 農作物の有害物質残留を抑制する栽培管理技術の普及等

カドミウムやかび毒等の米麦への残留を抑制するための栽培管理技術の導入、自主検査機器の整備等を支援。

〈生産振興総合対策事業(19,439(21,970)百万円の内数)〉

(2) 食の安全性に関する研究の推進

食品の表示項目を科学的に検証するための研究開発、食品の安全性にかかる分析・検出技術の高度化・迅速化、リスク低減技術の開発等を行うとともに、カドミウム、ダイオキシン類、ドリン系農薬等の有害化学物質について、農林水産生態系における動態の把握、生態系への影響評価、分解・無毒化技術の開発を実施。

〈食品の安全性及び機能性に関する総合研究

(1,041(828)百万円の内数)〉

〈農林水産生態系における有害化学物質の総合管理技術の開発

(450(410)百万円)〉

[担当窓口課：消費・安全局農産安全管理課(03-3591-6585(直))]

家畜防疫体制の強化

生産者の飼養衛生管理の向上、人畜共通感染症を含む家畜の伝染性疾病の危機管理体制の整備等を行うとともに、死亡牛全頭のBSE検査を着実に実施することにより、生産段階における畜産物の安全性を確保。

1, 169 (782) 百万円

1 ポイント

生産者の飼養衛生管理の向上、人畜共通感染症を含む家畜の伝染性疾病の危機管理体制の整備等家畜防疫体制等を強化するとともに、BSE対策特別措置法に基づく24か月齢以上の死亡牛全頭のBSE検査（16年度から完全実施）を着実に実施することにより、安全・安心な畜産物の供給を確保。

(1) 飼養衛生管理の向上対策の推進

生産者に対する飼養衛生管理基準や特定家畜伝染病防疫指針の周知徹底等により飼養衛生管理の向上を推進。

＜家畜衛生対策事業のうち家畜伝染病防疫対応の強化 245 (0) 百万円＞

＜家畜伝染病予防費（1, 804 (1, 346) 百万円の内数）＞

(2) 人畜共通感染症を含む家畜の伝染性疾病の危機管理体制の整備

人畜共通感染症などのリスク管理を適切に進めるため、サーベイランスの実施、新たな診断手法の実用化等を行うとともに、海外でのリスク管理に関する情報収集を強化。

＜人畜共通感染症等の危機管理体制の整備 107 (0) 百万円＞

＜動物リスク管理の実施状況等の調査 8 (0) 百万円＞

(3) 死亡牛全頭のBSE検査の着実な実施

BSE検査キットの購入費等の支援により、死亡牛全頭のBSE検査を着実に実施。

＜家畜衛生対策事業のうちBSE検査・清浄化の推進

606 (577) 百万円＞

＜家畜伝染病予防費（1, 804 (1, 346) 百万円の内数）＞

(4) 魚類防疫体制の強化

魚病のまん延防止に万全を期すため、養殖衛生管理技術者の育成、魚病の予防・まん延防止のための調査・研究・研修・指導、ワクチンの開発等を実施するなど、魚類防疫体制を強化。

＜養殖衛生管理技術者の育成等 96 (99) 百万円＞

＜魚類防疫技術の向上のための調査・研究 36 (36) 百万円＞

＜養殖衛生管理体制の整備 70 (70) 百万円＞

2 事業実施主体

(1) 都道府県、民間団体

(2) (独) 農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所等

(3) 都道府県

(4) 都道府県、民間団体、(独) 水産総合研究センター

3 補助率 1/2、10/10、定額

[担当課：消費・安全局衛生管理課 (03-3502-8206 (直))]

食品表示・J A S 規格の適正化の推進

不正表示・格付を見逃さないための監視指導や普及啓発の強化、社会的ニーズに応えた新たな J A S 規格の検討等により、食品表示・J A S 規格の適正化を推進。

5 3 6 (4 4 8) 百万円

1 ポイント

(1) 食品表示の監視指導等の強化

事業者への食品表示制度の普及啓発や食品表示の科学的検証の拡充による監視指導の強化等により、食品表示の適正化を推進。

- ① 食品表示の監視指導・普及啓発 3 3 3 (3 3 9) 百万円
- ② DNA 解析技術を活用した食品表示の科学的検証 4 1 (3 4) 百万円
- ③ J A S 法・食品衛生法の一元的相談窓口の拡充
((独) 農林水産消費技術センター運営費交付金 5, 2 8 5 (5, 4 8 0) 百万円の内数)

(2) J A S 規格の普及啓発と新たな J A S 規格の検討

J A S 規格の普及啓発や新たなニーズに対応した J A S 規格の検討等により、J A S 規格の適正化を推進。

- ① 有機 J A S 規格の普及推進 1 4 (1 2) 百万円
- ② 生産情報公表 J A S 規格の普及推進 5 5 (6 3) 百万円
- ③ 社会的ニーズに対応した新たな J A S 規格の検討のための調査
7 (0) 百万円
- ④ 林産物等の J A S 規格不正格付の防止 5 (0) 百万円
- ⑤ シックハウス対策に資する J A S 規格検討のための試験施設整備
8 1 (0) 百万円

2 事業実施主体

- (1) (独) 農林水産消費技術センター、都道府県、民間団体等
- (2) (独) 農林水産消費技術センター、民間団体等

3 補助率 1 / 2、定額

[担当課 : 消費・安全局表示・規格課 (0 3 - 3 5 0 1 - 3 7 2 7 (直))]

信頼性の高いトレーサビリティシステムの開発・実用化の推進

牛肉トレーサビリティ法を確実に実施するとともに、国産牛肉以外の品目についてのトレーサビリティシステムの開発と普及を推進。

3, 935 (4, 961) 百万円

1 ポイント

(1) 国産牛肉

牛肉トレーサビリティ法（生産段階は本年12月から、流通段階は16年12月から施行）を、耳標の装着や牛肉への個体識別番号の表示等の監視、DNA鑑定による表示内容の確認等により、確実に実施するとともに、このシステムを活用した飼料給与歴等の付加価値情報を提供するシステムの構築を推進。

① 牛肉トレーサビリティシステムの確立

873 (1, 145) 百万円

② 付加価値情報を提供するシステムの構築等

484 (543) 百万円

(2) 国産牛肉以外の品目

生鮮食品、加工食品等について、実証試験や実態調査等を通じ、それぞれの生産・流通等の実態に対応したモデル的なトレーサビリティシステムを開発するとともに、情報関連機器の整備等により各業界における自主的なシステム導入を推進。

① トレーサビリティシステムの開発

400 (400) 百万円

② トレーサビリティシステムの導入促進

1, 866 (2, 500) 百万円

③ 米生産流通履歴情報システムの導入支援

66 (84) 百万円

2 事業実施主体

(1) (独) 家畜改良センター、都道府県、農業協同組合、民間団体等

(2) 農業協同組合、民間団体等

3 補助率 1/3、1/2、10/10、定額

[担当窓口課：消費・安全局消費・安全政策課(03-3591-4963(直))]

消費者等とのリスクコミュニケーション

消費者・生産者・事業者などの関係者にわかりやすい情報の積極的な提供、意見交換に努め、関係者の意向が施策に反映されるようにするための取組を推進。

353（330）百万円

1 ポイント

食品の安全性の確保に関する施策の策定に国民の意見を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、消費者・生産者・事業者などの関係者に分かりやすい情報を積極的に提供するとともに、意見交換に努め、関係者の意向を施策に反映。

（1）消費者・生産者・事業者等とのリスクコミュニケーションの運営推進

29（0.5）百万円

懇談会・意見交換会の開催、ホームページ開設、冊子の作成などにより情報提供を行うとともに、アンケート調査等により関係者の懸念や意見を把握。

（2）食の安全・安心情報交流ひろばの運営推進（農林水産消費技術センター）

324（330）百万円

食品の安全・安心に関する情報の提供、パブリック・コメントの募集、NPO・市民サークル・試験研究機関等との意見交換会開催、消費者からの通報に対応した機動的な確認検査の実施、消費者等への食品事故情報の提供等。

2 事業実施主体 （独）農林水産消費技術センター等

3 補助率 定額

[担当窓口課：消費・安全局消費者情報官 03-3502-8504（直）]

「食育」活動の推進

国民生活の基礎である「食」を健全なものとし、人間力を養うための重要な柱として、家庭、教育現場、地域等における「食育」を総合的に推進。

8, 350 (7, 870) 百万円

1 ポイント

国民生活の基礎である「食」を健全なものとし、人間力を養うための重要な柱として、家庭、教育現場における食育、地域に根ざした食育、体験を通じた食育、食品の安全性に関する食育等を国民運動として、関係府省、都道府県等の関係機関、民間団体等との連携の下に総合的に推進。

2 施策の内容

○ 「食育」を推進する国民的な活動の展開 680 (680) 百万円

① 「食を考える国民会議」や「食を考える月間」を中心とした国民全体に対する食育活動の推進、フードチェーン各段階の取組や地域の伝統的な食文化等を含めた総合的な情報提供活動等を全国的に展開。

② 食育推進ボランティアの活動強化、地域特産物の活用や学校給食を通じた地域レベルにおける食育の実践活動を推進。

3 関連施策の推進

(1) 体験を通じた食や農林水産業などへの理解の促進

2, 646 (2, 726) 百万円

食や農林水産業などへの理解を促すとともに、食を選ぶ力を育むため、食の生産現場や農山漁村における体験活動をベースとした諸活動を展開。

(2) 学校給食等を通じた啓発活動

3, 995 (4, 058) 百万円

給食における米飯や牛乳の供給の支援など、日常的な学校生活の場における生きた教材を通じて、子どもたちが食に対する理解と関心を持てるよう啓発活動を実施。

(3) 安心・信頼確保のための消費者と生産者等との交流等の促進

1, 028 (406) 百万円

食と農の距離を近づけ、消費者の安心と信頼を確保するため、農林水産業や食品・食生活等に関する消費者が求める情報を分かりやすく提供するとともに、地域の特色を活かした消費者と生産者との交流活動等を促進。

○「食育」活動の推進

国民的な食育活動の展開

- ・農業、食品産業などフードチェーン各段階における体験学習等のモデル的なシステム作りを推進
- ・単身世帯や若年層に対し、外食等を活用した食育推進方策を検討、成果の普及・啓発
- ・「食育教室」を開催し、親子で食の安全・安心等について学習するとともに、産地や生産過程を明らかにした食材を使った調理教室等を開催
- ・対象特性毎の普及・啓発資材の作成・配布
- ・マスメディアを通じた食に対する情報提供活動の展開
- ・「食を考える国民会議」会員による啓発活動を支援

全国的な取組の展開

食を考える月間

- ・平成15年から毎年1月を「食を考える月間」とし、国民各層の参加を得て「食」について改めて考え直すための様々な取組を展開

食育実践手法の高度化・多様な活動の推進

- ・食育推進コンクール
- ・食育の実践方策に関する研究活動の実施
- ・地域食材・食文化の発掘調査、成果の全国的な普及・啓発

食育推進ボランティア

- ・全国で約3万人を養成（各都道府県で食育推進のための講習会を実施し、専門分野ごとにリスト化）
- ・生産者、衛生管理関係者、栄養学関係者、学校給食関係者などで構成し、食生活改善や食の安全・安心、地域食文化の増進等に関する普及・啓発活動を推進

地域での取組の実践

学校給食等を通じた取組

- ・地域の食材等を活用した給食等により、子供たちに「食」や農業生産現場についての理解を深めてもらい、安全・安心に関する理解の増進に資するための活動への支援を強化

消費者と生産者の相互理解に向けた取組

- ・朝市・夕市等を通じた消費者と生産者の相互理解の促進
- ・地域特産物を用いた調理講習会等による地域の食に対する理解の増進

[担当窓口課：消費・安全局消費者情報官：03-3502-8504（直）]

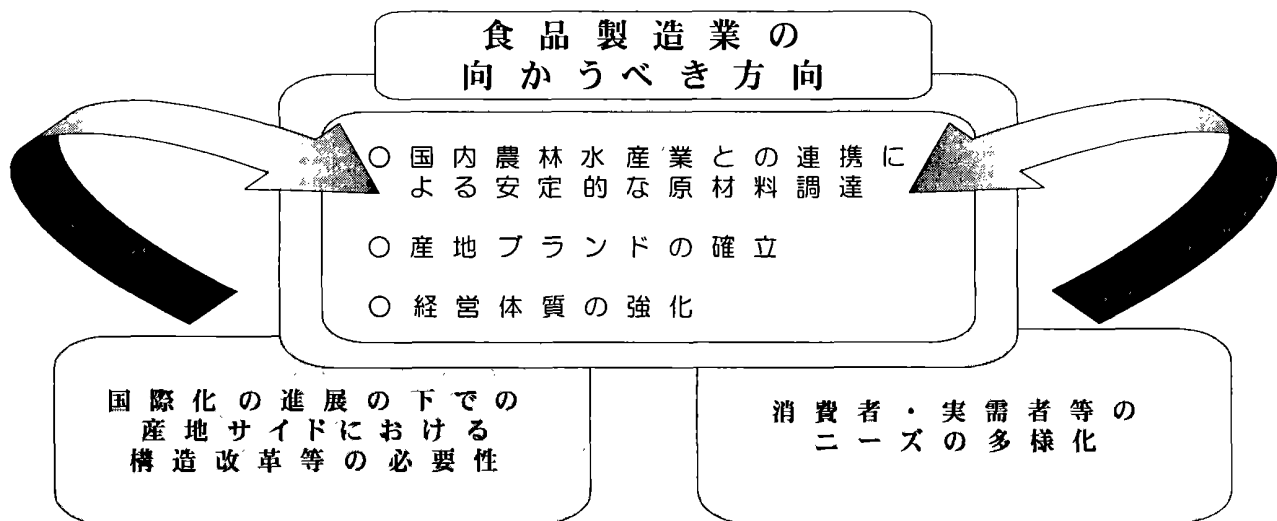
食品製造業の活性化

地域に密着した食品産業と農林水産業の連携による、国産農林水産物を活用した高付加価値食品の供給等を通じた食品製造業の活性化を推進。

321(261)百万円

1 ポイント

地域ブランド食品の製品化・事業化等を促進するため、地域の食品製造事業者と農業生産者等の連携、食品企業と技術シーズ（研究開発成果、ノウハウ等）を有する者の共同による技術開発等を支援。



2 事業内容

(1) 食品産業と国内農林水産業との連携の推進等

原料取引等における食品製造事業者と農業生産者等の連携を促進するためのマッチング等を行うとともに、地域の食品企業の人材育成等を実施。

232(261)百万円

(2) 高付加価値食品の開発を可能とする技術開発の環境整備等

食品企業と技術シーズを有する者の連携による、新製品開発のための共同技術開発等を促進するための環境を整備。

89(0)百万円

3 事業実施主体 民間団体・都道府県経由事業協同組合等

4 補助率 定額、1/2

[担当窓口課：総合食料局食品産業企画課（03-3591-8654（直））]

食品流通の構造改革の推進

卸売市場整備の抜本見直し、無線で情報をやり取りできる電子荷札（無線ＩＣタグ）等新技術の活用等により卸売市場流通をはじめとする食品流通の構造改革を推進。

6, 346（5, 991）百万円

1 ポイント

食品流通の効率化を推進するとともに、食の安全・安心に対する要請の高まり、消費者ニーズの多様化に対応することにより、生産サイド・消費サイド両面の期待に応えられるよう、卸売市場整備の抜本的な見直し、無線ＩＣタグ等の新技術の活用等を実施。

（１）食の安全・安心の確保

卸売市場施設整備事業

6, 009（5, 721）百万円

大規模増改築等建造物の新築を行う整備について、ＨＡＣＣＰ的な管理が可能な高機能施設（低温化、外気の遮断等）の整備を義務付け（水産物、食肉市場）。また、ＰＦＩの普及・導入の促進に努めるとともに、17年度以降は民間の創意工夫を活かしたＰＦＩによる事業実施を原則義務付けて実施。

（２）低コスト流通の実現

物流新技術を活用した食品流通効率化対策

124（50）百万円

食品流通の効率化を図る観点から、無線ＩＣタグを活用した新たな物流管理システムの開発、通い容器の利用拡大を図る基盤となる容器の規格の標準化と管理回収システムの開発、地方の卸売市場流通の再編・効率化を図るための卸売市場間の連携による物流の最適化システムの開発等を支援。

（３）ニーズに対応した商品提供機能の強化

食品小売業の活性化対策

150（82）百万円

経営効率化を図り食品小売業を活性化させるため、魅力ある食品小売業を振興するための人材育成とネットワーク形成等の新たなビジネスモデルの開発を支援。

（４）卸売市場関係者の経営体質強化

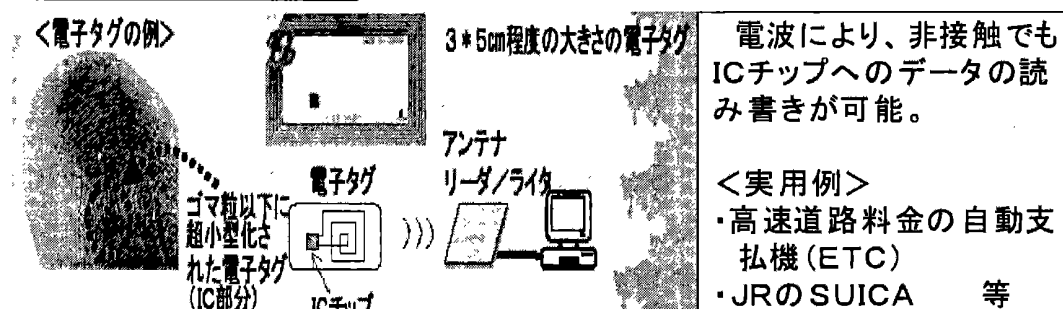
仲卸業者再編促進支援事業費

20（20）百万円

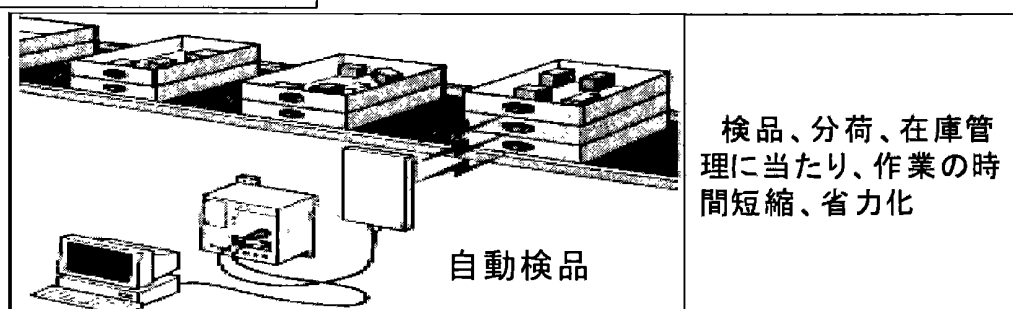
市場開設者による仲卸業者の再編等市場構造改善を促す「市場経営体質強化計画」の策定を支援。

食品流通における無線ICタグの利用による効率化

1. 無線ICタグ技術の進展



2. 食品流通への導入



食品流通コストの削減

[担当窓口課：総合食料局流通課（03-3502-8236（直））]